

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

1. 社会福祉法人札幌育児園 事業理念及び基本方針

社会福祉法人札幌育児園は、ノーマライゼーションが実現される社会を目指し、多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として事業を行う。

2. 設置・運営主体

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

3. 名 称

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

4. 所 在 地

札 幌 市 南 区 藤 野 6 条 2 丁 目 4 2 7 番 地 4

電 話 0 1 1 - 5 9 1 - 6 6 0 1

F A X 0 1 1 - 5 9 1 - 4 9 0 4

メ - ル ア ド レ ス sapporoikujien@mist.ocn.ne.jp

ホ - ム ペ - ジ URL:http://www.ikujien.jp/

5. 児童養護施設札幌育児園 理念及び基本方針

児童養護施設札幌育児園は、すべての子どもを社会全体で育み、子どもの最善の利益を求め、これを理念に、①子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの健全な成長、発達を支援すること。また、親子関係の調整や、家庭環境の改善などソーシャルワークを展開し、子どもの自立を支援すること。さらに、②地域の子どもの福祉や、地域の福祉に関する支援を行い、地域の福祉向上に努めていくものとする。

〈自立支援〉

今日の児童養護施設には多数の被虐待児が入所しており、これらの児童は虐待により自我や基本的な信頼関係が壊されたことから、感情体験の歪みや、対人関係の歪み、自己概念の歪みなどを生じて、爆発的な攻撃・破壊行動や、怒りが感情の基本となった激しい気分変化、試し行動・挑発的言動、無差別の愛着行動、身体的接触の拒絶など、様々な問題行動を表出している。このような行動は虐待などの不適切な養育環境から、子どもの発達に歪みを生じた結果であり、虐待をはじめとする不適切な養育環境にあった子どもは、愛着形成不全など、発達上に問題を抱えていることが多い。そのため、子どもへの援助は大人との信頼関係の構築を最優先に、愛着関係を再形成して対人関係の基礎と発達の基盤の確立を図ると共に、発達の歪みに対して、大人からの意図的で適切な関わりと、環境からの作用を活用して、現実認識の歪みの矯正、自己への客観視など、自我の修復・強化、自己概念の矯正に向けた治療的な援助を行っていくものとする。それと共に、自己生活の管理を中心とした生活知識や技術の習得や、問題・課題の解決方法や処理方法の習得など、社会生活力の獲得に向け自立を援助していくものとする。また、子どもの自立には、子どもが安心して生活できる家庭環境が欠かせないため、子どもの問題や、親子関係・夫婦関係・家族関係などについて相談・援助を展開し、問題解決や家庭機能の回復を図り、親・保護者が本来の役割を果せるよう援助していくものとする。

〈地域支援〉

今日の子育て家庭の状況は、核家族化を背景に生活事故への対応力、問題解決力、養育力の低下など家庭機能の脆弱化が顕著になっており、現行の社会的養護・子育て支援の施策ではニーズに対応できなくなっている。この様な状況をふまえ、地域の子育て家庭（里親、ファミリーホームを含む）に対し、①養育知識・技術の習得、②子育て負担の軽減、③親の育ちと社会関係形成を柱とした子育て支援を行っていくものとする。サービスの提供にあたっては、附設する児童家庭支援センターと連携し、居住型施設の特性を生かして、24時間体制で託児・通所・訪問など、ニーズに応じたサービス提供と、子育て家庭が抱える問題・課題に、児童養護施設の専門性から相談・援助し、ケアと相談援助が一体となったサービスの提供を行うこととする。さらに、地域福祉の重要な社会資源として、子どもの福祉のみならず地域の福祉向上に取り組んでいくものとする。

6. 中・長期事業計画

社会的養護を取り巻く状況は、平成28年の児童福祉法により、児童福祉のパラダイム転換が図られ、その具現化に向け「新しい社会的養育ビジョン」が策定された。これにともない、これまでの都道府県社会的養護推進計画は全面的に見直され、令和2年度から「新しい社会的養育ビジョン」がスタートする。「社会的養護の課題と将来像」に始まった施設の小規模化及び家庭的養護は、今後、家庭養育という形で進められていくことになり、施設の実情に合った小規模化を進めていくこととする。

令和2年度から令和6年度
令和7・8年度

改築内容の検討、定員縮小
宅地造成、改築

また、施設運営管理の改革に向け、支援管理のシステム化を図るものとする。

7. 短期事業計画

令和2年度から令和3年度までの2年間において、以下の事業を行う

(1) 基本事業

自立支援、地域子育て支援の充実に向け、次の事業を行う

- ①苦情解決システムの機能推進
- ②子育て短期支援事業（ショートステイ）

(2) 施設運営管理

施設運営管理の改革に向け、次の事業を行う

- ①支援管理のシステムの検討

(3) 施設環境整備

老朽化した建物、設備、機器への対応と、安全、環境整備に向け次の事業を行う

①樹木、笹藪の管理

(4) 地域における公益的な取り組み

①時間単位での子育て支援 タームケア

②藤野地区高齢者交流及び介護予防活動

(5) 施設小規模化及び家庭的養護の推進

改築内容の検討

定員縮小に向けた入所調整

令和2年度 児童養護施設札幌育児園 事業計画

1. 事業内容

(1) 基本事業

自立支援、地域子育て支援の充実に向け、次の事業を行う

- ①苦情解決システムの機能推進
- ②子育て短期支援事業

(2) 施設運営管理

施設運営管理の改革に向け、次の事業を行う

- ①支援管理システムの検討

(3) 施設環境整備

老朽化した建物、設備、機器への対応と安全、環境整備に向け次の事業を行う

- ①熊対策のため樹木、笹藪管理

(4) 地域における公益的な取り組み

- ①時間単位での子育て支援 タームケア
- ②藤野地区高齢者交流及び介護予防活動

(5) 施設小規模化及び家庭的養護の推進

- ①改築内容の検討
- ②入所定員を44名に縮小